

議案第35号	職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	地方公務員の育児休業等に関する法律等関係法令の改正に伴い、介護休暇の分割取得、介護時間の取得等の制度を設けるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号） ・ 地方公務員法（昭和25年法律第261号） <p>【改正内容】</p> <p>育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、介護休暇を3回まで分割して取得できるようにするとともに、介護のため1日の勤務時間を2時間まで短縮できるようにする等の措置を講ずるため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日</p>